

水田活用の直接支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 305,000(296,079)百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な产品による産地の創造を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、水田農業高収益化推進助成を新設し、支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン〔令和7年度まで〕） ○ 飼料自給率の向上（40%〔令和7年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕 ○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha〔令和7年度まで〕）

※()内は令和元年度補正後予算額

<事業の内容>

1. 戰略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な产品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

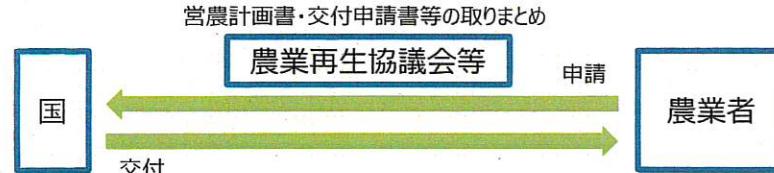
3. 水田農業高収益化推進助成

- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>



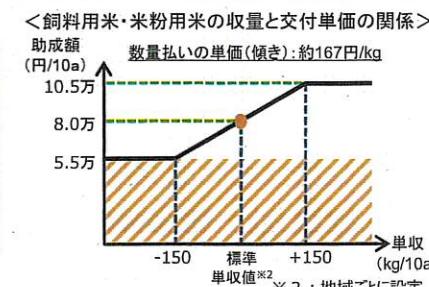
[お問い合わせ先] 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ^{※1}	3.5万円/10a
WCS用稻	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※1：飼料用とうもろこしを含む



産地交付金

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約 ^{※3}	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

※3: 3年以上の契約

上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

- ① 転換作物拡大加算(1.5万円/10a)
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
- ② 高収益作物等拡大加算(3.0万円/10a)
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等^{※4}の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分

^{※4}: 高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物定着促進支援(2.0万円/10a×5年間)
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② 高収益作物畠地化支援(10.5万円/10a)
高収益作物による畠地化の取組を支援^{※5}。
- ③ 子実用とうもろこし支援(1.0万円/10a)
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

^{※5}: その他の転作作物に係る畠地化も同様の単価で支援

令和2年産における需要に応じた生産の推進策

【令和元年度】

①転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)

- 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

②平成31年度緊急転換加算 (5千円/10a) (R1限り)

- 都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が30年度の面積より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

③飼料用米・米粉用米の多収品種加算 (1.2万円/10a)

- 多収品種の取組面積に応じて産地交付金を配分。

④高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)

- 地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※の面積が更に拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

※高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

⑤産地交付金の県枠の設定

- 当初配分の1割以上は、都道府県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乗せ。

【令和2年度】

①転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)

(新規)

- 地域の取組を直接反映し、麦、大豆等の作付拡大による水田フル活用を推進するため、
単位：都道府県→地域農業再生協議会

基準年：主食用米が減少し、転換作物の面積が元年度より拡大
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分（10月→4月）。

②飼料用米・米粉用米の複数年契約加算 (1.2万円/10a)

(加算見直し)

- より安定的な生産・供給にシフトするため、
多収品種加算を見直して複数年契約加算を創設し、インセンティブ付与。

③水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0万円/10a×5年間、子実用とうもろこし：1.0万円/10a)

- 都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、(新規)
高収益作物、子実用とうもろこしを導入する産地を支援。

④高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- 高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換を後押しするため、
基準年：主食用米が減少し、高収益作物等の面積が元年度より拡大
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分（10月→4月）。(拡充)

⑤麦、大豆等の作付拡大に取り組む産地へ産地交付金をシフト

- 転換作物の作付実績を踏まえ、R2年度の当初配分に反映。(新規)

⑥産地交付金の県枠の拡大

(運用見直し)

- 当初配分に占める割合：1割以上→1.5割以上に拡大。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。**

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援します。**

産地

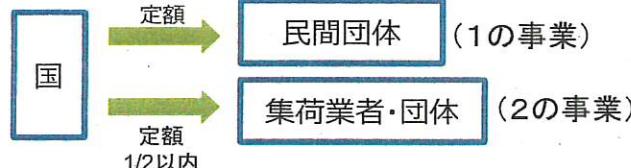
2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（※）。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した輸送モデル実証を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

[業務用米取引セミナー]



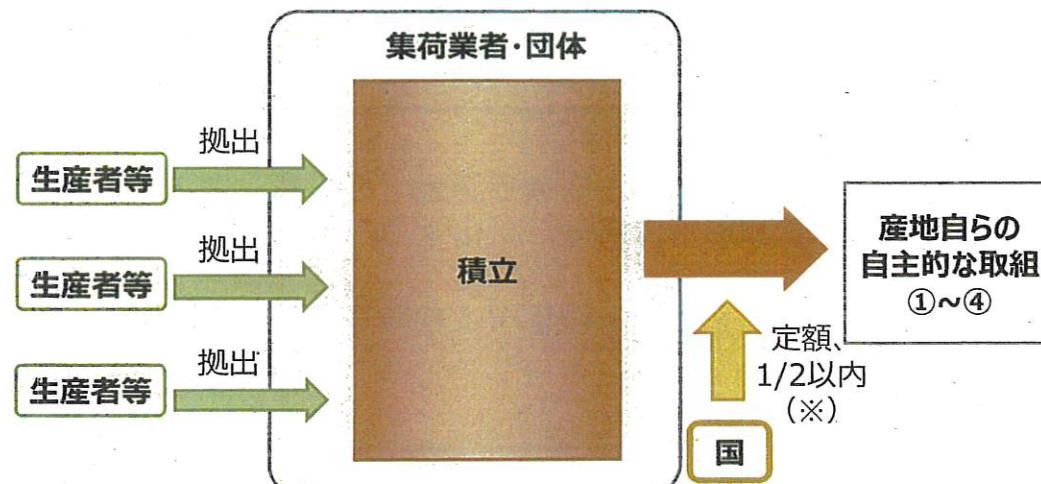
[展示商談会]



[輸出用米商談会]



2. 周年供給・需要拡大支援

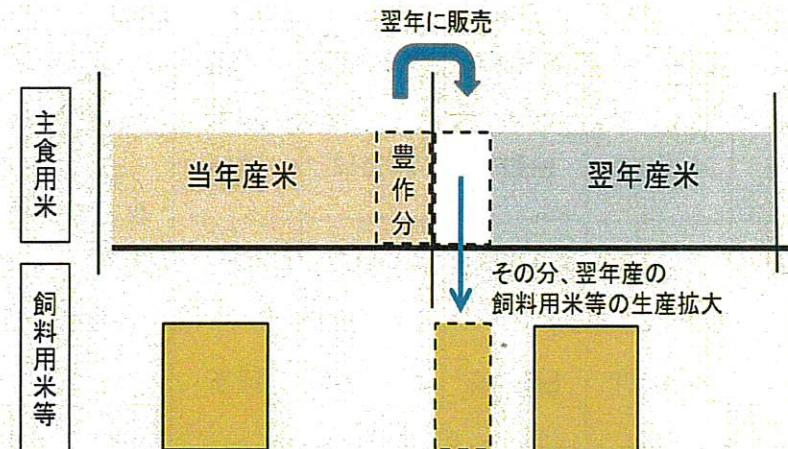


（※） 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

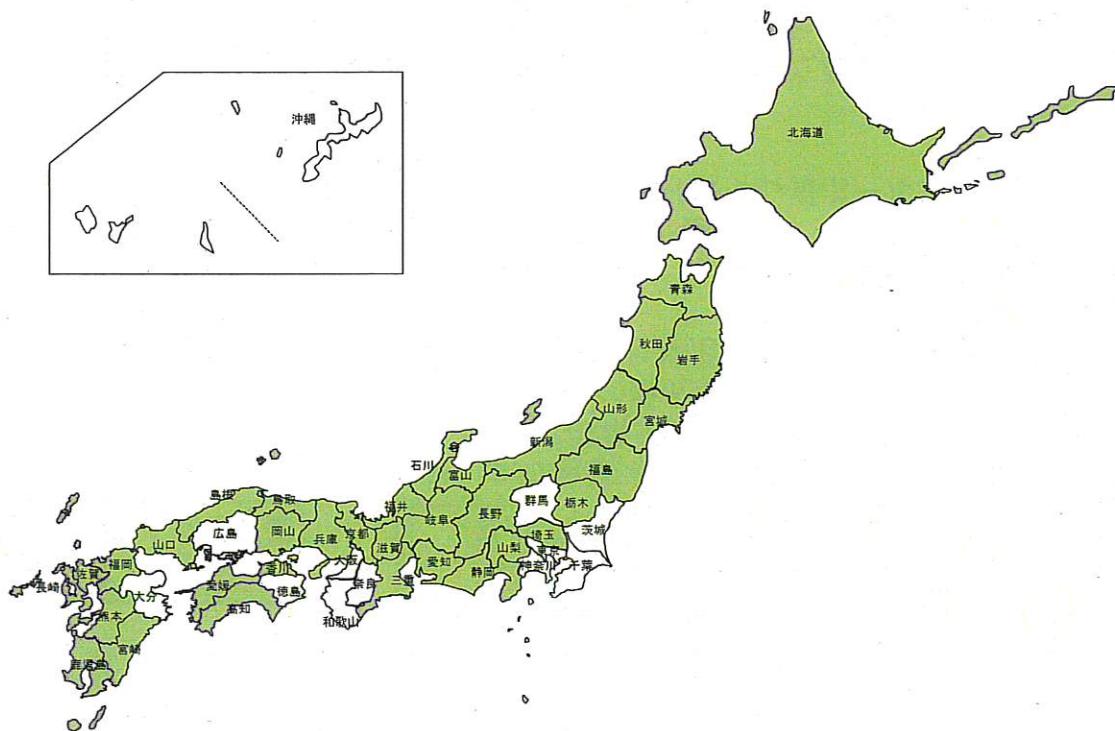
[お問い合わせ先] 政策統括官付農産企画課 (03-6738-8964)

主食用米の需給安定の考え方について

- ・ 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。
 (米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和2年度予算概算決定額：50億円（前年度：50億円）)
 - ・ 本事業を活用するための体制整備は35道府県の38事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。（令和元年度においては23道県の24事業者において活用（申請ベース））
 - ・ 必要がある場合に、この支援措置を活用して、豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。
 (水田活用の直接支払交付金：令和2年度予算概算決定額：3,050億円（前年度：2,961億円）)



事業に必要な体制整備を行っている産地	35道府県
【令和元年度事業活用状況(申請ベース)】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、栃木、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、愛知、兵庫、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、鹿児島	23道県 (24事業者)
【平成30年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田(2)、山形(2)、福島、栃木、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、愛知、兵庫、鳥取、島根、山口、福岡、佐賀、長崎、鹿児島	24道県 (26事業者)



注)「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)

コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況と対応方向

輸出の現状

- コメ・コメ加工品の輸出金額は堅調に増加しており、2019年1～11月は290億円、対前年同期比で7%増となっている。

品目名		2016年	2017年	2018年	2019年1～11月		(参考) 主な輸出先国
					対前年同期比		
コメ・コメ加工品	数量(※)	24,135トン	28,340トン	31,741トン	31,370トン	+10%	米国 香港 台湾 韓国 シンガポール 中国
	金額	221億円	261億円	304億円	290億円	+7%	
コメ (援助米を除く)	数量	9,986トン	11,841トン	13,794トン	15,432トン	+26%	香港 シンガポール 台湾 米国 中国
	金額	27億円	32億円	38億円	41億円	+22%	
	数量	3,567トン	3,849トン	4,053トン	3,667トン	±0%	
米菓 (あられ・せんべい)	原料米換算	3,032トン	3,272トン	3,445トン	3,117トン	±0%	台湾 米国 香港 シンガポール 韓国
	金額	38億円	42億円	44億円	39億円	-2%	
	数量	19,737 キロリットル	23,482 キロリットル	25,747 キロリットル	22,762 キロリットル	-2%	
日本酒 (清酒)	原料米換算	11,117トン	13,227トン	14,502トン	12,821トン	-2%	米国 香港 中国 韓国 台湾 シンガポール
	金額	156億円	187億円	222億円	211億円	+6%	

※コメの輸出量とコメ加工品(米菓及び日本酒)の輸出量(原料米換算)の合計

2019年目標と対応方向^(※)

- 輸出額目標:**600億円**
- 精米だけでなく、包装米飯・日本酒・米菓も含めたコメ加工品の輸出に力を入れる。

- コメ(包装米飯含む)
現地での精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など、日本米のプレゼンスを高める取組を推進。
★重点国
新興市場:台湾、豪州、EU、ロシア、中国、米国等
安定市場:香港、シンガポール
- 米菓
相手国のニーズに合った商品の開発、手軽なスナックとしてのプロモーション強化。
★重点国
新興市場:中東、中国、EU
安定市場:台湾、香港、シンガポール、米国
- 日本酒
発信力の高い都市や重点市場でのイベント・事業を実施するほか、セミナー等を通じて、日本酒の良さについて普及。日本酒の生産増に対応した酒造好適米の増産が可能となるよう措置。
★重点国
新興市場:EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国
安定市場:米国、香港

※「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(25年8月)で決定

海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化

【令和元年度補正予算額 3,310百万円】

<対策のポイント>

TPP、日EU・EPA、日米貿易交渉を通じて得られた関税撤廃等のチャンスを最大限活かすとともに、影響が懸念される品目についての体質強化を図るため、日本産農林水産物・食品の輸出の戦略的プロモーション・商談サポートの強化、早期に成果が見込まれる重点分野・テーマ別の海外販路開拓の強化、訪日外国人への多様な食体験の提供、コメ・コメ加工品の海外需要の開拓、外食産業等と連携した需要拡大対策等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の内容>

1. 海外需要創出等支援緊急対策事業 2,400百万円

- 海外での戦略的プロモーション、海外見本市への出展支援、国内外での商談会の開催等の取組を強化します。
- 早期に成果が見込まれる重点分野・テーマを公募により採択し、集中的に支援を実施するとともに、輸出有望商品の発掘・テスト販売の取組を支援します。
- 生産、加工、輸送、販売の各段階で生じるボトルネックを解消し、新たなバリューチェーンを構築するための実証を支援します。

2. 訪日外国人の食体験を活用した輸出促進事業 210百万円

訪日外国人の嗜好に合わせて食と異分野を掛け合わせた多様な旅行体験の提供を拡大するとともに、帰国後も日本の食を再体験できる環境を整備します。

3. コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援 500百万円

コメ海外市場拡大戦略プロジェクトに参加する産地や輸出事業者等が連携して戦略的に取り組むコメ・コメ加工品の海外市場開拓、プロモーション等を支援します。

4. 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 200百万円

産地と外食産業等の連携により、国産原材料を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1 海外需要創出等支援緊急対策事業



海外見本市への出展支援



和牛カッティングセミナー

(重点分野・テーマ例)

- ✓ 家具・建具等EU・TPP諸国等における木材製品の販売強化
- ✓ 米国等における花きの展示等でのPR
- ✓ 米国・TPP11参加国・EU等における国産畜産物の定着・価値向上
- ✓ TPP諸国等の有望市場を中心とした日本産青果物のPR
- ✓ 高付加価値水産物の販路拡大

2 訪日外国人の食体験を活用した輸出促進事業



訪日外国人の多様な食体験の提供

3 コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援



日本産コメ・日本酒・米菓・米粉・包装米飯等の重点的なプロモーション等

4 外食産業等と連携した需要拡大対策事業



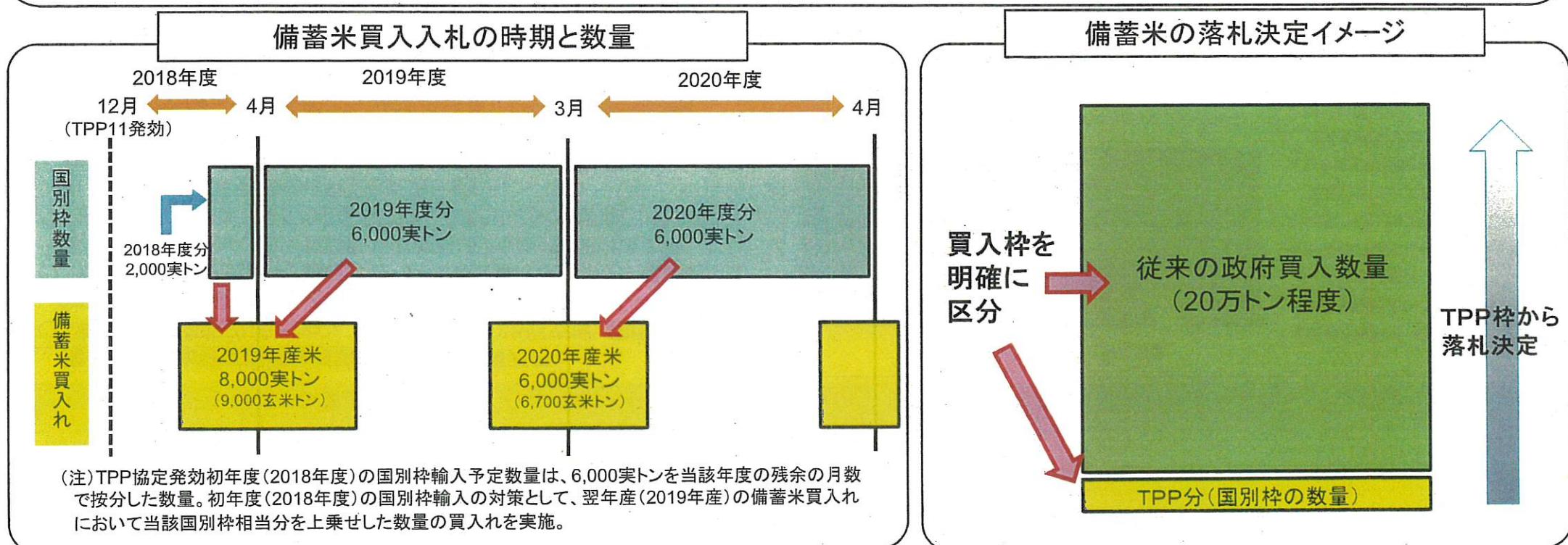
ハラル対応米粉麺、賞味期限を延長させた新タイプの米粉麺

(1の事業)	食料産業局輸出促進課	(03-6744-7045)
(2の事業)	食料産業局食文化・市場開拓課	(03-6744-0481)
(3の事業)	政策統括官付農産企画課	(03-6738-6069)
(4の事業)	生産局園芸作物課	(03-3502-5958)

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し

○ 政府備蓄米の運営の見直しについて、

- ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP国別枠の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
- ② 輸入入札年度と同じ年産の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、収穫前に買入入札を実施する
- ③ 従来分とTPP分を区分し、TPP枠から先に落札決定する
ことにより、TPP国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。



○ 総合的なTPP等関連政策大綱(令和元年12月5日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

(注)備蓄米の保管期間は、TPP12の場合は3年程度となるが、TPP11の豪州枠(13年目以降最大0.84万実トン)を実施する場合は4.8年程度となる。
(100万玄米トン ÷ (20万玄米トン + 0.94万玄米トン))

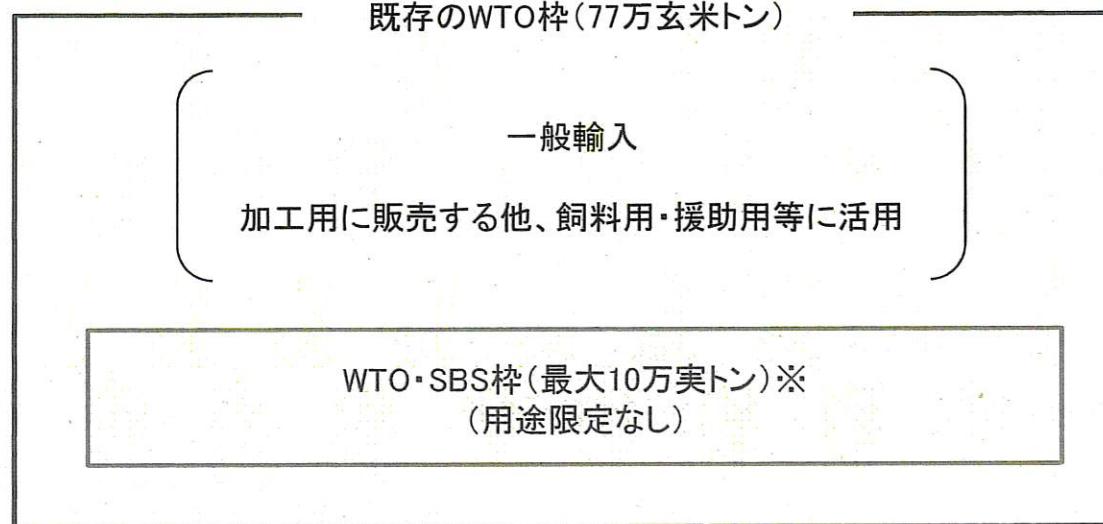
日米貿易協定交渉結果(コメ)

- 米粒(穀、玄米、精米、碎米)のほか、調製品を含め、米関係は、全て除外(米国枠も設けない)。

※ 既存のWTO・SBS枠(最大10万実トン)について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

(注)SBS:国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】



【参考2】TPP合意内容

- 米・米粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠:5万実トン(当初3年維持)→7万実トン(13年目以降)
 - ・ 豪州枠:0.6万実トン(当初3年維持)→0.84万実トン(13年目以降)
- それ以外の米の加工品・調製品(民間貿易品目)について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5~25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

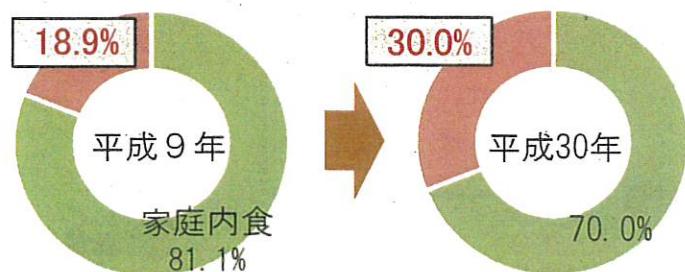
農業競争力強化プログラムへの対応(農産物規格・検査の見直し)

- 現在の農産物規格・検査は平成13年からの規格。その後の農産物流通や消費者ニーズの変化を踏まえ、農産物規格・検査の見直しについて検討し、本年3月に「農産物規格・検査に関する懇談会」において中間論点整理を行った。
- この中間論点整理を踏まえ、これまでに
 - ① 検査事務の効率化(報告様式の簡素化など)
 - ② 検査員の目視に代えて穀粒判別器を活用する場合の検査項目や測定方法等の取りまとめ等を行い、順次告示の改正等を実施しているところ。
- 本年10月15日から農産物規格の見直しについて、「農産物検査規格検討会」を開催して、米の規格の項目の見直し(例:異種穀粒の区分の見直し(もみ・麦・その他の3区分の廃止))等について検討を開始。
- このほか、備蓄米の政府買入れにおける穀粒判別器の活用を検討するとともに、懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しについて、所管省庁と議論しているところ。

米流通をめぐる情勢の変化

○米消費における中食・外食の割合(全国)

中食・外食



資料：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」及び米穀機構「米の消費動向調査」

○流通の過程において活用されている新たな技術の例

納入された米の品質確認のため、現場において、品位を測定する機器が活用されている。また、当該機器は農産物検査においても補助的に活用されている。

○中食・外食事業者が求める米の品質の例

中食・外食事業者は、精米について、白度、水分、水浸割粒(炊飯後の外観や味に大きく影響する精米の水浸時の割れ具合)、碎粒、粉状質粒、たんぱく質、アミロースなど、農産物規格以外の項目も含む独自の基準を設け、精米の品質を確認しているケースが見受けられる。

農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理(平成31年3月29日)

【農産物規格・検査の見直しに関する論点】

- 農産物検査での穀粒判別器の活用には一定の意義があるが、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
- 規格の項目の追加及び削減について、検査現場でのコストの増加に留意しつつ、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
また、着色粒の基準の緩和は難しいのではないか。一方、基準の緩和を求める現場及び消費者の声があることにも留意する必要。
- 登録検査機関から国への検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長等の見直しを行い、事務の効率化を図る必要。
- 検査精度の向上のため、検査員を対象に国が行う研修の内容充実など、検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策を検討する必要。

【米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点】

- 交付金の交付要件等について、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ直接取引などにおいて買い手から農産物検査証明を求められない場合まで現行の検査が必要か否か検討する必要。
- 現行のルールを維持していくことを基本として、袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しの当否について、本懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、所管省庁とも議論しておく必要。

【参考】現行の農産物規格・検査の概要

- 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

(米穀の生産者に係る品位等検査)

第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、銘柄(产地品種銘柄等)、品位(等級)、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稻うるち玄米及び水稻もち玄米)】

項目 等級	最高限度		最高限度						
	蓋粒 (%)	形質	水分 (%) ※1	計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種粒		異物 (%) ※2
							モミ	麦	
1等	70	1等標準品	150	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3
2等	60	2等標準品	150	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5
3等	45	3等標準品	150	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種粒及び異物を50%以上混入していないもの

※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。

※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況(平成30年産)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	7,327	940	211	29
検査数量(b)	4,591	1,033	188	26
受検率(b/a)	63%	110%	89%	88%

(注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。

2 米の検査数量は、うちもち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))

3 米の検査数量は、平成31年3月31日現在(速報値)の数量である

4 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。

5 麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

平成31年3月31日現在

年 度	平成20年度	平成30年度
登録検査機関(機関)	1,393	1,734
農産物検査員(人)	13,847	19,082
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,424	14,356

(注)1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。

2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 農産物の系統別検査数量の比率(平成27年産)

(単位: %)

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関
米穀	75.2	7.6	6.1	6.0	3.1
麦	94.0	4.2	1.0	0.1	0.5
大豆	90.4	5.2	1.5	1.1	1.6
そば	82.7	9.6	1.0	2.6	4.1

資料:穀物課作成資料